

船教ス第1188号
令和6年11月6日

各学校体育施設開放運営委員会会長 様

船橋市教育委員会
生涯スポーツ課長

学校体育施設開放事業における使用ルール等の周知徹底について（依頼）

日頃より、学校体育施設開放事業にご理解ご協力いただきましてありがとうございます。

ここ数年、学校備品等の破損や騒音等による近隣住民とのトラブルが多く発生しております。各使用団体におかれましては、学校体育施設開放事業の目的を十分に理解して活動いただいていることと思いますが、今一度、本事業の目的や使用ルール等をご確認いただき、各使用団体に周知徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 学校体育施設開放事業について

本事業は、学校教育に支障のない範囲内において、スポーツ活動の場として開放するものです。したがって、団体の活動の際に使用する物品等につきましては、基本的に各団体でご用意いただく必要がありますが、事前に学校の許可を得た場合に限り、学校備品を使用することが可能です。学校備品を使用する場合には、丁寧に扱い、使用後は必ず用具の片付けと清掃を行うなど適切に使用していただきますようお願いいたします。

2. 学校備品の破損について

団体の活動時に学校備品等を破損した場合、修繕等にかかる費用は原則、団体が負担することとなります。また、破損等により学校の授業や部活動に支障をきたす恐れがあるため、日頃から適切な使用をお願いいたします。

【過去事例】

- ・ボールが水道管に当たり破損した。(約5万円)
- ・バスケットゴールを下ろす際に強くチェーンを引っ張った為、ゴールが上に上がらなくなった。(約17万円)
- ・大型冷風機に接触し倒れた際に羽が破損した。(約3万5千円)

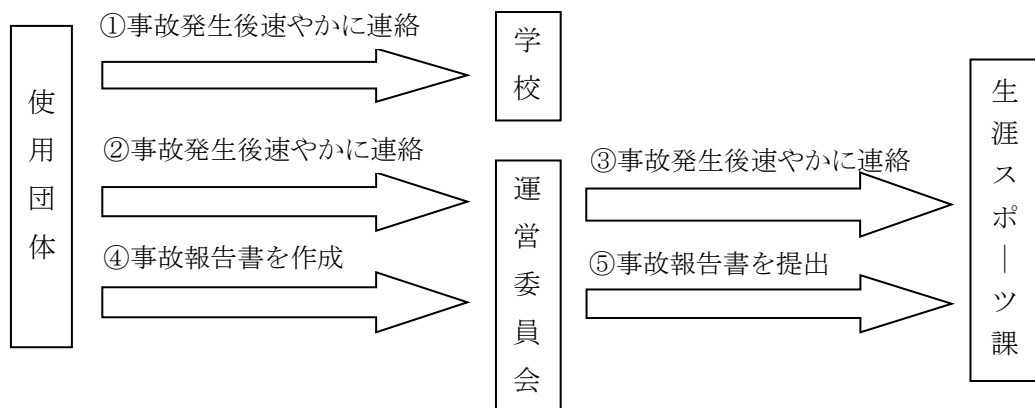
3. 近隣住民とのトラブルについて

騒音についてのトラブルが多くなっております。特に早朝（朝9時まで）や夜間などの静かな時間帯は音が響くため、話声や音には十分配慮してください。

また、私有地等へボールが入ってしまった際には、その日のうちに必ず住民の方に謝罪のうえ再発防止に努めてください。

4. 事故報告について

体育施設等使用時に事故が発生した場合には、速やかに学校と運営委員会へ連絡をしてください。この場合の事故とは、施設破損等の物損事故だけでなく、利用者の怪我等の人身事故も含まれます。その後、団体で事故報告書を作成し、運営委員会会長を通して生涯スポーツ課にご提出ください。事故報告書の書式につきましては、市ホームページに掲載しております。



- 万一の為に、スポーツ保険等の賠償責任保険への加入を強くお勧めします。
- ルールが順守されない場合、使用取り消し等の対応を取らせていただきます。

なお、学校体育施設開放事業については、下記市ホームページに掲載しておりますので、改めてご確認のほどよろしくお願いたします。

市ホームページ：

『学校体育施設の開放（運動場・体育館等）※令和6年度登録団体（随時受付中）』

URL：<https://www.city.funabashi.lg.jp/gakushu/006/p009843.html>

【問い合わせ先】

船橋市教育委員会

生涯学習部生涯スポーツ課

担当：行木・飯尾

電話：047-436-2912